

高松市教育支援委員会条例

(設置)

第1条 特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し実施する早期からの一貫した教育支援を充実させるため、高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、高松市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 教育支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒についての一貫した教育支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 教育支援委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 児童福祉施設等の職員
- (4) 特別支援教育関係教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 教育支援委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、教育支援委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 教育支援委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 教育支援委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことが

できない。

- 3 教育支援委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 教育支援委員会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、教育委員会の職員及び関係教育機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 幹事は、教育支援委員会に出席し、調査審議事項について意見を述べることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、教育支援委員会の運営に関し必要な事項は、会長が教育支援委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による最初の高松市教育支援委員会の会議及び委員の任期満了後最初の高松市教育支援委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、高松市教育委員会が招集する。
- 3 この条例の施行の際限に改正前の高松市就学指導委員会条例第3条第2項の規定により移植された高松市就学指導委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の高松市教育支援委員会（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により高松市教育支援委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月30日までとする。